

野田市立南部保育所個別仕様書目次

別紙 1	浄化槽保守点検業務仕様書	P1
別紙 2	暖房設備保守点検業務仕様書	P2
別紙 3	グリストラップ清掃業務仕様書	P3
別紙 4	機械警備業務仕様書	P4
別紙 5	室内消毒及び清掃業務仕様書	P5
別紙 6	消防設備保守点検業務仕様書	P6
別紙 7	植栽業務仕様書	P7

浄化槽保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所

2 設備の概要

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 処理方式 | 単独処理浄化槽 全ばっ気方式 |
| (2) 人 槽 | 46 人槽 |
| (3) 処理目標水質 | 90mg/ℓ |

3 業 務 内 容

浄化槽を衛生的に維持管理するために浄化槽法等に基づく保守点検を行う。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 保守点検 | 年 6 回以上 |
| (2) 水質検査 | 年 1 回以上 |
| (3) 清 掃 | 年 2 回以上 |

暖房設備保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所
- 2 設備の概要
F F 式石油暖房機器
- 3 業 務 内 容
暖房機器を安全かつ快適に使用するため保守点検を行う。
(1) 保守点検 年 1 回
(ただし、10 月 1 日から 11 月 15 日までの間に実施すること。)

グリストラップ清掃業務仕様書

- 1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所
- 2 業務内容
汚泥の除去及び洗浄、清掃を行う。
(1) グリストラップ清掃 年 5 回 (10 週に 1 回)

機械警備業務仕様書

- 1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所
- 2 業務の目的
 - (1) 火災、盗難及び破壊行為の拡大を防止すること。
 - (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡すること。
 - (3) 警備実施事項について報告すること。
- 3 警備の仕様
 - (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
 - (2) 警備実施期間は、毎日、警報装置警戒開始の信号を受けたときから警報装置警戒解除の信号を受けたときまでとする。
 - (3) ガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持できるものであること。
 - (4) 機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、当施設の異常事態に備えるものであること。
- 4 異常状態発生における処置
 - (1) 警報受信装置により、当施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常状態を確認するとともに事態の拡大防止に当たらせること。
 - (2) 当施設に到着した機動隊は、異常事態を確認し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
- 5 その他留意事項
 - (1) 事故発生の際は、速やかに関係機関連絡先に報告すること。
(関係機関：野田市、警察、消防、救急等)
 - (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取り扱い保管すること。
 - (3) 設置された警報装置（火災受診機装置を除く）の機能について、適宜保守点検を行うこと。
なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。

室内消毒清掃業務仕様書

- 1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所

2 業務内容

(1) 日常清掃

保育室及びほふく室、事務室、玄関、出入口、トイレ等を清潔に保つため、清掃を行う。

①保育室及びほふく室

- ア 室内は清掃用具を用いて適宜清掃すること。
- イ カーペット部分は、掃除機で塵埃を除去すること。
- ウ 備品等の整理整頓に努めること。
- エ 玩具は素材に合った清掃を行い、適宜消毒を行うこと。

②事務室

- ア 室内は清掃用具を用いて適宜清掃すること。
- イ カーペット部分は、掃除機で塵埃を除去すること。
- ウ 備品等の整理整頓に努めること。

③玄関及び出入口等

- ア 床面や壁は清掃用具を用いて適宜清掃すること。
- イ カーペット部分は、掃除機で塵埃を除去すること。
- ウ 備品等の整理整頓に努めること。

④トイレ及び手洗い場等

- ア 清掃用具等を用いて適宜清掃すること。
- イ 便器等は適切な方法で清掃し、常に清潔な状態を保持すること。

(2) 消毒業務

感染症等の予防、まん延防止のため国、千葉県及び野田市が示すガイドライン等に準じて消毒作業を行う。

消防設備保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所
- 2 点検回数
年 2 回（外観及び機能点検年 1 回、総合点検年 1 回）
- 3 設備保守点検内容
 - (1) 対象設備
消火器、自動火災報知設備、消防機関通報火災報知設備、誘導灯、非常警報器具
 - (2) 保守業務の補佐
消防設備等の機能保全のため、機器点検及び総合点検を消防法及び消防法施行規則に基づき点検し、防火管理者が行う保守義務を補佐する。

植栽業務仕様書

1 場 所 野田市山崎 1214 番地
野田市立南部保育所

2 業務内容
必要に応じ、施設敷地内の草木の植栽剪定及び伐採を行う。